

韻鏡古註と「道惠抄」

龜田 次郎

韻鏡は、元來、支那で出来た書籍であるが、彼土では已に早く散佚して傳はらないで、獨、吾日本に遺存してゐたのである。それで彼土の經籍の目錄書類は固より、大方の書籍どもにも見えてゐないのである。そこで、光緒十年（我明治十七年）に黎庶昌が、彼土で散逸して我邦に遺存してゐる珍籍を蒐集して「古逸叢書」正續兩編を刊行したが、其中に此韻鏡を收載したのである。而も、此韻鏡も最古のものでは無く、其序文に依ると、南宋の世張麟之といふ人が其少年時代に之を獲て字音を研究し、晩年に訂正したものを、紹興三十一年（我二條天皇應保元年）に初めて刊行し、更に、慶元三年（我後鳥羽天皇建久八年）に再刊した様であるし、又嘉泰三年（我土御門天皇建仁三年）の序文もあるから、屢、版を重ねた様で大分後世のものである。尙上記「古逸叢書」收載の「韻鏡」も、亦、本邦刊行本の最古版では無く、其再校再刊本である。即、本邦最

古版本は、足利時代後奈良天皇の御世享祿元年に、清原宣賢卿が左記の跋文

韻鏡之書行於本邦久而未有刊者故轉寫之訛烏而焉焉而馬覺者多困彼吁一泉南宗仲論師偶訂諸本善不善者且從其改因命工鏤板期其歸一以便於覺者且曰非敢擅之天下聊備家訓而已於戲今日家書乃天下書也學者思旃

享祿戊子孟冬初一日

正三位行侍從臣清原朝臣宣賢

を添へて梓行したのであるが、此初刊本を、更に、後年正親町天皇の御世永祿七年に至つて、原版跋次に白字で

頃間求得宋慶元丁巳張氏所刊之的本而重校正焉永祿第七歲甲子壬春壬子

と記して出版した再校再刊本である。此再刊本も、亦、近年中華民國十八年に謄寫版本で再度刊行されて、益、彼土に弘布されてゐる様である。此韻鏡も、永祿再刊後、本邦では慶長十三年以來、其覆刻やら又多少文字の改削などを施して約三十種程の刊本が世に現はれてゐるのである。詳細は釋文雄の「磨光韻鏡餘論上卷三丁、岡本保孝著黒川春村、白井寛蔭増補の「韻鏡攷」、岡井慎吾氏の「韻鏡學書目解題」(國學院雜誌第十一卷第十二號以下所載)、拙藏「韻鏡書類陳列目錄」に見えてゐるから、今、茲に改めていはぬ凡て省略しておく。而して此韻鏡が本邦に傳來した時代は、的確にはわからないが、彼嘉泰三年、即、我建仁三年以後である事は、其本邦創刊本の内容から明かである。而も其傳來後、大分久しい間誰も知らずに居つた様である。其事に關しては、家藏足利末季の鈔本「韻鏡看拔集」上卷首に、

南都轉經院律師此韻鏡久雖所持不能讀之間上總前司公氏屬令點之處非悉雲師難叶終返之妾小河嫡弟明了房聖人有之悉與與義究日域无雙入屬之初加點者也

と見え、又享保十一年刊行の和泉國堺浦の僧河野通清（寂龍）の著「韻鑑古義標註」上卷末にも、

韻鑑本朝傳來舊記云皇和人王八十九世龜山院文永之間南都轉經院律師始得韻鑑於唐本文庫焉然不辨知有其益又同時有明了房信範能達悉弘掛錫於南京極樂院閱此書而即加和點自是韻鑑流行本邦也又和刊書籍考卷十所載大意同之又至後奈良院享祿元年清原宣賢卿覽此書命副國氏始付梓

と見え、後年韻學大家釋文雄の著「磨光韻鏡餘論」上卷二丁オにも殆んど同一の文が記され、爾後、數多の韻鏡關係書にも亦同意の記事が見えてゐるのである。加之、數年前、學友岡井慎吾博士から聞くに、其珍藏の享祿五年の奥書ある「指微韻鏡私抄略」にも、又京大圖書館寄託の近衛公爵家所藏永祿版の韻鏡に添附してある絶海和尚（應永十二年寂）「私抄」の寛永六年複寫本「韻鏡略抄」にも同意の文があるのである。此等に依つて發見當時の事情狀況が察せられる。最初發見された極樂院は、並河宗永の「大和志」に依ると、添上郡元興寺の子院であると岡本保孝の「韻鏡攷」に見えてゐる。

斯くの如く韻鏡發見後、自然、その學習の事も起つて來て、從うて先づ最初に其傳寫本も出來て刊本は遂に後年に現はれた様である。自分の知り得た傳寫本は僅かに下記の五部に過ぎぬ、尙他に存するであらう。即、

本云 建長四年二月十二日書寫了明了房信範

彌勒二年丁卯三月十五日書寫了 主什舜

韻之字假名私印融付之了

武州多西郡小河内峯 於雲華庵 書之了

慶長十年九月求是

韻鏡古註と「道惠抄」（龜田）

高野山往生院於寶積院深秀從手前是傳者也生國證州屋嶋之住僧也 龍巖俊義房之

今ハ俊之

の奥書あるもの(原本所在不明、複寫本、東大國語研究室所藏、大正震災焼失)、

嘉吉元年仲春候 權律師俊慶

と巻尾奥書ある鈔本(京都府宇治郡醍醐村三寶院所藏)、

元龜三年正月二十三日刻於悉地院以明本

聖人之本終書寫交點之功了

〇〇(梵字)玄惠齋

の奥書ある寫本(岩崎文庫所藏)、此の外に、

文龜二年八月廿八日書畢

と奥書ある一本が、高野山寶龜院に所藏されてゐると學友大屋徳城氏から聞いたが、自分は未見である。尙元龜二年に僧孝山書寫跋本ある東京佐藤仁之助氏所藏本(同氏著、韻鏡研究法大意所見)があるとの事である。これも亦未見である。傳寫本の管見の及ぶ所はこれ丈である。又刊本としては、遙に後年に出た上記の享祿元年創刊本、永祿七年再刊本を初めとして、慶長以後には、續々と刊行され、約三十種にも及んでゐるのである。然し享祿元年創刊本は、現今、其所在が不明である。其創刊本として今日坊間に傳はつてゐるものは、何れも皆、後年、徳川の世、寛永十八年の覆刻本の巻首に新に添附した「五音五位之次第」の一葉と、巻末にあつた其刊行年月、發行書肆名とを更に全く削去した而も其後刷本の様である。創刊原本は管見の及ぶ限りでは、今日迄、未だ一部も見當らないのである。何處かに傳

本が遺存するのであらうか、將、また全く散逸湮滅して其跡を絶つて仕舞つたのであらうか。序ながら茲に述べておくのである。尙又いつておかねばならぬのは、永祿七年の再校再刊本に、卷末の跋や陰刻の文が全く削去された異版本がある事である。此無跋異版本と有跋本との刊行の先後についての論定は、姑く之を避けるが、斯る無跋異版本の存在は吾々の大に注意すべき事柄であるとおもふ。近く此京都の地に於て、龍谷大學圖書館所藏に、此無跋異版本がある。此本は、元、西本願寺寫字臺の舊藏であつて、其藏印の外に、また別に光昭の朱印が二つも捺してある。蓋、これは第十二世誰如上人の珍藏であつた様である。この方は、(天正五年皇紀二三三七一寛永七年皇紀二二九〇)は、織豊時代から徳川初期まで在世で、時代からいつても珍重すべきものである。尙、他の土地にも存するであらう。以上の二事實は、特に世人の留意一顧を要するものである。

韻鏡の原本發見後、久しく傳寫の儘、世に行はれてゐるたが、其本文難解のために、註釋書が漸次現はれて來る様になつたのである。これは自然の趨勢である。今、自分は、その註釋書について、聊、卑見を述べて、大方の諸賢に示す次第である。多少研究に資する所があらば幸である。

二

上述の如く、韻鏡一たび發見せられると、其傳寫本が現はれると共に、其難解の箇所について註釋の施されるに到るのは自然の傾向である。而も其註釋も當初其本圖について行はれるに到らずして、其序例の本文についてのみ行はれたに過ぎなかつたのである。これは當時の事情止むを得なかつた次第である。佛徒、特に眞言宗の僧侶に於ては、韻鏡を重んじて音聲即妙乘と立てた。従つて聲明に非常な關心を持つてゐる所へ、此韻鏡が發見され、音聲に關する種

々の術語を知らしめた。それで悉曇學書に利用せられるに至つたのである。明了房信範は、「悉曇字記明了房記」其他の著書に利用し、呆寶の「悉曇字記創舉鈔」にも、亦韻鏡を利用して、其講述を助けてゐる。然し此等は只利用したといふに止まつて、韻鏡其物の研究では無かつたのである。處が時を経るにつれて、漸次、韻鏡其物の註釋が現はれて來たのである。而も其註釋も上述の如く最初は其本圖に於てせられずして、其序例の本文の難解についてのみ行はれたのである。今自分は其古註即、徳川初期以前のもので刊本註釋書出版迄のものについて述べようとおもふ。

韻鏡の註釋として、今日、吾々に知られてゐる最古のものは、福井縣丹生郡糸生村真宗大谷派淨勝寺所藏の「指微韻鑑略抄」である。此複寫本は岡井博士の架上にも、拙藏にもある。本書は二部に分れ、前半には、

昔應永十五年^{歲次戊子}仲春時正候^以三師傳之趣^ヲ大概記焉又此中少々交和料簡有^レ之旁深可^レ憚他見^ヲ努々勿^レ爲^ル眞實^ニ小川末葉桑門照珍俗壽廿八法腦十四(中略)

應永廿一年卯月十一日山院末葉前大僧正相嚴記之矣

などの奥書があり。後半には、

享德四年^{乙亥}七月十六日令傳授此秘決於提公上人訖

廬山住持沙門照春^{此決七月十二日賜而}同十六日(中略)糖僧正實嚴記之并四

至德四年^{丁卯}八月七日從^レ眞那院僧正御房受訓記之同十日雨中書寫ス 惠鏡

應永六年^{己巳}正月廿日照珍十九書寫畢

永享十二年^{庚申}九月書寫之畢

此秘訣一紙初應永廿二年之比受訓傳授之御本近年紛失之重照珍十九^ニ書寫之

文安六年^{己巳}三月二日於攝州中島之明王院而權大僧都空雅書寫之畢

永正五年^{戊辰}十月五日攝州於西宮神宮寺而三省書寫畢

永正十三年^{丙子}六月廿一日石州於圓城寺而中納言全賀書寫畢

享祿二年^{己丑}十月六日石州於廣波寺而書寫畢初心之筆者希所後見人之笑也

永祿四年^{辛酉}八月十二日從伴鷗和倚様相傳

などの奥書がある。本書は廣く世に傳へられた様である。現に東寺觀智院所藏の「韻鏡秘訣」二卷の如きは、殆んど同様の記事である。一昨年四月恩賜京都博物館で開催の東寺名寶展覽會にも出陳されてあつた。其奥書は下の通である。

示云韻鏡秘決以之爲奧義可秘々々之云

權僧正實嚴記之卅四

本云

至德四年八月七日從壇那院僧正御房受訓說了同十日雨中書寫了 惠鏡

應永六年^{己卯}正月廿日以中興寺御本聽賜書寫了於同日具受訓說了

照 珍 十九

永享十二年^{庚申}九月廿九日令書寫了

此秘決一紙初應永卅三年之比受訓說同然賜御本寫(之)之然而近年令紛失此本仍重申出所書寫也

寶徳元年九月廿三日於長岡寺(之)書寫也全惠寶徳元年^{己丑}十一月廿四日於東寺觀智院書寫之〇〇(二字)佛子宗果

東寺觀智院本

此是韻鏡秘決者宗果僧正自筆也

延寶四年首夏中旬令修復之畢 法印杲快

以て推知すべきである。

韻鏡古註と「道惠抄」(龜田)

次いで岡井博士所藏の應永十一年安察法印覺算の口授を筆記したといふ「指微韻鏡私抄略」一帖がある。近日貴重圖書影本刊行會から影印出版される筈である。奥書には、

于時應永十一甲申八月十八日始之同十月十九日至序計大細聞之 師ハ鎌倉雪下八幡供僧慈月房安察法印覺算 于於悉崇著小河僧正餘流總シテ山門寺門東寺三流悉崇相承之家也 依爲寺法師師頂之時正護院之覺僧親王ニ悉崇ヲ奉教畢然聞覺僧出御覺之御書 御坊在テ今愚僧後裔隨分致懇望韻鏡切韻等相承並書籍等少々寫之相傳之時ノ口筆也未授之後見可有制捨者也彼書相傳下愚人之由師御物語也

とある。

翌十二年は絶海和尚寂年であるが、其作、「韻鏡私抄」の寛永六年複寫が、京大圖書館にある。それは、近衛公爵家寄託本、永祿版韻鏡の末尾に、「韻鏡略抄」と題して、六丁毎葉十四行宛に記し、最終に、

右此聞書以絶海和尚之私抄書寫者也

于時寛永六巳年彌生念四日書以云々

とあるものである。

又同十五年に僧照珍の作「反音抄」が「續群書類從雜部三十八第八百八十八に收められてゐるが、其内容は上記「指微韻鏡略抄」の前半と殆んど同一である。又奥書も應永十五年の照珍、應永二十一年相嚴、享徳四年の照春のものは同一であるが、只下のものが異つてゐるに過ぎぬ。即、

長祿第二曆暮秋中旬。候於立相軒自提公上人方令相傳之。榮禿筆者也。隨喜又以无比類不可處聊爾而已。

延徳二年庚戌八月七日。令傳授此秘決於良秀上人訖。

廬山寺住持沙門照提記(中略)

右七種反音聞書事。去延德四年壬子年三月日廬山寺星岳和尚令入魂。卽聞書被用捨秘藏所持之處。長福寺常住長典律師御房難去承候條。先存知之旨致相傳訖。相傳々々向後不可有聊爾。予此義相傳種々令苦勞如形所知也

永正元年甲子年五月十八日 源孝法師七十一才

とある。要するに、上記最初の「指微韻鑑略抄」に基いて、後年此續類從本の「反音抄」も、また、上記の東寺觀智院本の「韻鏡秘訣」も現はれたので、兩書は全く同系の同本ともいふべきもので、其奥書にも見える如く、只、一二の秘訣や聞書を添加したに止まるのである。

此頃の作とおもはれる元盛の疏といふものがある。徳川初期の註釋書、仕舉無絃の「韻鏡切要鈔」(寛永三)や宥朔の「韻鏡開益」(寛永四)にも引用されてゐるが、已に散佚した様である。釋文雄の「磨光韻鏡條論」下卷二十一丁にも、「予本考、有無不可知」といつてゐる。何處かに傳本存せざるか。世に現はれることを偏に望むのである。

此應永年中の作では無いが、大體此頃のものとおもはれるものに、道惠の抄といふものがある。此書については、叙述の便宜上、最後に論ずる事にした。依つて後記の文を見られんことを希ふのである。

此應永三十年に亦一本が現はれてゐる。それは故大槻文彦博士所藏の「韻鏡字相傳口授」である。其奥書には、

應永三十年二月九日於敦賀氣比之社賴勢ノ御本ヲ以テ此書寫申也爲無上菩薩也求法桑門實慶

とある。後述の拙藏「韻鏡看拔集」にも、賴勢傳云と記して引用されてゐる箇所がある。此賴勢本も註釋書である様であるが、已に散佚したらしい。惜しむべきである。

應永の年は三十四年もつゝいたから、この長い間に、多くの註釋が現はれたが、其管見の及ぶ所、以上の如くである。次いで享德四年に、沙門照春が提公の秘訣を傳へ、延德四年に源孝法師が七種反音の聞書を傳へたが、これは亦、上

記「指微韻鑑略抄」や續類從本「反音抄」に附載されてゐる通りで、一々改めていはぬ。此二者は、共に、「指微韻鑑略抄系統のものであることはこれまた述べる迄も無い。只時代順に述べる關係上、茲に、再説した譯である。

次いで、寶徳元年書寫の宗杲自筆本「韻鏡秘訣一卷」(東寺觀智院所藏)がある。これは上記「指微韻鑑略抄」の條下に述べた通り、其抄略本である。此後に於ては、文明十七年二月薩摩の人任亮が高野山小田原中島坊で記したといふ奥書ある「五韻反」といふ僅美濃紙十一丁のものが、高野山金剛三昧院に所藏せられ、現今同山大學圖書館寄託本となつてゐる。此書は反切の分類をしたもので、他に類書を見ないものである。

印融(大永十六年寂)の作に、「三四反切私抄」がある。東寺觀智院所藏である。此書には、上記の道惠の抄や覺算の「三切記」「一卷記」などを引用した所がある。大永前後のものであらう。

高野山大學圖書館所藏に、筆者も年月も全く知れぬ半紙五十丁の寫本がある。内容は上下二本に分れる。書名も亦不明であるが、内表紙には、「韻鏡私」とあり、開卷初行には「韻鏡珪玷集」とある。此書は、主に、韻鏡の序例のみを註釋したものである。印融の説を引用して居る所があるから、大永以降のものである。

足利末葉の作とおもはれる「韻鏡看拔集」二卷がある。著者や年月は全くわからないが、内容から考へて此時代のものであるのは確かである。拙藏本は、美濃紙本で二卷合計百四十丁程ある。叡山舊藏本である。嘗て東大圖書館所藏で、「韻鏡看拔抄」と題した寛永元年十一月二十日宗寛筆と奥書ある一本は、其題名が明示する如く抄略本である。此書は去ぬる明治三十九年春季開催の同大圖書館藏本第二回展覽會に出陳された。又同じ東大國語研究室所藏の「韻鏡看拔集」で、

寛永十一天甲戌三月廿一日午刻書寫畢

下野國皆川床木村にて云々 來雲生年三三三 哀哉々々 八歳

と奥書ある他の一本がある。これは前掲の同大圖書館本の複製の様である。二本共に三十丁程のものである。内容からいつても無論抄略本であるのは明かである。拙藏本は完本である。東大の二本は大正十二年九月の震災の折、焼失した。此「看拔集」には、在來諸家の所説が引用されて、今日散佚せる諸註が記されてゐる。年代は的確にはいへないが、上記寛永初年の抄略本があるのを以ても、其以前の作であるのはいふ迄もない。拙藏本の内容、體裁及び字體などから考察して、少くとも足利末期の作といへるのである。著者の末詳は惜しむべきであるが、其僧侶の著述たるは明かである。

次に内閣文庫所藏に、「韻學秘典」がある。菅玄同の著である。奥書に、

先師惺窩公以「慶長丙午遊東山謁長嘯子一日談及九弄反紐法」暗語未日先生因「淺野幸長之懇對」將起「紀府」已別「長嘯子」突因作爲「九弄圖解」以示「長嘯子」此其草稿也然反切歸納附圖予所「新増」以便「幼學毋疑其法耳」元利七年重陽後學士師玄同子德謙書于洛瀛二條坊烏丸生白實之僑寓

とある。其成立の由來がわかる。正四卷、續一卷、計五卷。正四卷の一は、假名反切祕傳、二は名乘反切祕傳、三は諸例祕釋、四は調韻要訣を説き、續には九弄反紐法がある。韻鏡に依て名乗字を反切して吉凶を見るといふ事は、全く韻鏡の本旨を誤解してゐるので、「磨光韻鏡餘論」上卷三丁オにも、

以此爲反切圖或費人名反切之贅辨「難極不勝見雖然詳其說開益實爲之祖、

といつてゐるが、時代からいへば寧ろ、此「秘典」の方が先驅をなしてゐる。「開益」は、寛永四年に世に出てゐるから、

「秘典」の出来た元和七年より七年も後である。「開益」は公刊され、「秘典」は稿本の儘であつたから、斯る始末になつたのであらう。

自分の管見の及ぶ限りでは、韻鏡の古註、即徳川以前までのものは、以上に止まるのである。各地の公私の圖書館文庫、殊に靜嘉堂文庫には、多數の韻鏡註釋書の所藏があるが、其は徳川時代のものばかりで、其以前の所謂古註は無い様である。然し、尙、他の地方での圖書館や文庫に秘藏されてゐるものがあるであらうとおもふ。其は他日の調査補遺に譲らねばならぬ次第である。

以上の古註は、何れも鈔本や複寫本のみである。印刷術の開けない時代であるから、然もある譯である。而も以上の諸註は、殆んど總てが韻鏡の本圖には觸れずして、其本文序例の註釋に過ぎないのも、亦、其發達進歩の徑路から正に然からしめる所で、従うて其所論や所説も、亦、極めて淺薄迂遠な點の多いのは當然である。此不完全不備な註釋が、やがて元和偃武文藝復興の氣運に乗じて、愈、益、其研究を惹起し、此京都の地に於て、早くも寛永三年には、淨土宗僧住譽無絃に依て、韻鏡切要鈔一卷、翌四年には洛東常林寺中居住の醫自等庵法橋釋宥朔に依て、「韻鏡開益」六卷が刊行されて、此方面の先鞭をつけ、爾後、韻鏡の覆刻、校正、改訂本の刊行と相俟つて、註釋書の梓行も續々と世に現はれ、又他方には學者の講筵も大に開け、其筆受口授の類も後日多く現はれる様になつたのである。此等徳川以後の事は、他日に譲つて、茲には只古註、即、徳川以前のものゝみを述べたのである。

最後に述べるのは、前に略説した道惠の抄の事である。此道惠の抄については、自分は、已に數年前、「大谷學報」第十一卷第二號(昭和五年五月十日刊)に、「新出の韻鏡舊註」と題して意見を公にしたが、當時未だ其資料の足らざる

ものがあつたので、聊、其論斷に未熟の點があつたのである。それで、今、茲に改めて、更に鄙説を述べて、自分の所信を補足する次第である。讀者諸賢は此條については、上記の自分の前稿を參看對照されんことを冀ふのである。本書道惠の抄は、元盛の疏と併稱されて、徳川初期の註釋書、上記の「韻鏡切要鈔」や「韻鏡開益」にも引用されて、爾後、學者の間に廣く知られたものである。然るに傳本久しく世に知られなかつたが爲に、遂に湮滅せるものと唱へられてゐたのである。釋文雄の「曆光韻鏡餘論」下卷二十一丁オにも、

道惠抄ハシ蓋ス湮滅ス矣也、世有ニ指微鈔ニ五卷ニ有レ人跋シ曰、是僧道惠之所抄也、承應三年新刊焉、予按此書、不ニ道惠所ニ抄者ニ也、所以知者、切要及開益引ニ道惠鈔ニ今按ニ指微鈔ニ則其說不同、故知贗書ナリ

といつて居るのである。韻學大家の斯言一たび世に出づるや、天下皆齊しくこれに追隨して仕舞つたのである。然るに豈料らんや、此論斷は、全く謬見である事が明かになつたのである。其理由を下に述べる。

去ぬる昭和五年二月中旬、大谷大學圖書館で司書成瀬賢雄君が同館三階に在る古文書類を整理中、不圖、其中から一卷軸を見出されて、自分に其何物なるかを尋ねられた。自分は之を一見して、直に韻鏡の古註釋である事を話し、これを取り出して同館に秘藏する様に取計らつて貰つたのである。此新出の一軸が道惠の抄の零卷であつたのである。此零卷は美濃紙の卷軸で、長さ約二間程の寫本である。最終に、次の識語があつて、其來歴が明かに知られる。即、

余欲鈎悉其幽深實弄九弄韻鏡之書先有師示以沈約之意後有客授以張氏之口實也既雖得其綱未能解其支條也遂入西郊之紫府居聲明之業有昔友人懷斯序解五卷來曰是僧道惠之所抄也忽一覽猶泥惠公之志因請轉寫友乃聽也反切之要蓋尤捨此而所得而已須置之心腑徒不可拋凡案矣

應永廿五年戊戌九月十日 悉曇末資左寺聖清

とある。これで其原本は五巻で、韻鏡の序解である事、又書名も道恵の抄であることが知れたのである。此複寫本に依て、原本の著作年代は、此識語にある應永二十五年以前である事は確かにわかつたのである。原著者道恵、轉寫者聖清の傳記は、「佛家人名辭書」や其他の關係書類を調べたが、全く未詳である。尙、今後の攷究に俟たねばならぬ。自分は此卷子本發見當時、前掲の識語中の文句から見て、此道恵は寛永三年刊行の釋住譽無絃著「韻鏡切要鈔」や、翌四年刊行の醫師自等庵法橋釋宥朔著「韻鏡開闔」に引用されてゐる道恵の抄の著者では無いかとおもつてゐたが、未だ確かにそれと斷定する迄には到らなかつたので、前稿「新出の韻鏡舊註」發表の際には、此推測文を記しておいたのである。其後間も無く、京城大學圖書館所藏の承應三年刊行外題「指微韻鏡抄」、内題「指微韻鏡序解」とある五巻本を閱覽し、又程經て、自分も同じ書の合冊本を獲た。此刊本については、已に前掲釋文雄の「磨光韻鏡餘論」(文化四年刊)の文にも見えてゐるし、又其前後に於ては、寛政十一年刊行の泰山蔚の「音韻斷」、文政九年刊行の竺欄雲の「韻學舉要」に明記されてゐるのである。然るに釋文雄は前掲の文中に、此承應三年刊本「指微韻鏡抄」を道恵の抄にあらずとし、贋書なりと斷言されてゐるのである。自分は太谷大學の新出卷子本零巻と獲得した刊本との對照を遂げた。元來卷子本は其識語にも見える如く、其原本は五巻あつて、韻鏡の序例全部の註釋であつたのであるが、今は其大部分は散逸して、只、第五巻の一部、而も極僅少のもの丈残つて居るのである。其現存の分は、横呼韻の末文以下のものである。此前にある序文、調韻指微、三十六字母、歸納助紐字、歸字例の部分は全部散逸してゐるのである。此卷子本零巻は、横呼韻の末文「但將一二韻只隨平聲五音相續橫呼至於調熟」の註釋から以下のものである。此殘存の部分を、刊本と對照すると、矢張刊本の第五卷十五丁、終二行目から卷末までのもので僅に刊本では十五丁餘で、刊本全編通計百十六

丁に對して、約八分一程のものである。此殘存の内容を比較對照すると、一二の文字の出入があるのみで、一例をいへば、跋文中、刊本初行の「九弄韻鏡之二」が、卷子本では「九弄韻鏡之二書」となつてゐる様の程度で全文同一といつてよいのである。只、刊本では、其梓行の際に、跋文の次に、

承應三年
甲午曆正月吉日 岡本喜兵衛尉

新刊千客膝堂

として、刊行年代と發行書肆名とを加へたに過ぎぬ。卷子本にある「應永二十五年戊戌九月十日悉曇末資左寺聖清」の一
行は削去されてゐるのである。

斯くの如く對照比較の上から觀察して、自分は承應三年刊行の「指微韻鏡抄」は、其識語にも見える通り道惠の抄と信するのである。韻學の大家釋文雄が、此刊を疑つて贋書と斷じたのは、蓋、此新出の卷子本、而も足利時代の古鈔本の存在も知らず、又一覽もしなかつた爲めであらうと考へる。兎にも角にも、此卷子零本の新出は、從來湮滅と考へられ、贋書と信ぜられた事に對して、其全く謬見たるを的確に語るものといふべきである。自分は此出現を衷心から欣んで居る者である。

茲にいつておく事がある。古來道惠の抄と相併んで尊重された元盛の疏は、今日其傳本の存否不明である。湮滅したと考へられてゐる。然し何處かに存在してはゐないであらうか。一日も早く其出現を偏に望んで居るのである。而して此元盛の疏は、已に道惠の抄の中にも引用されてゐるから、更に、以前の作であることが知れる。其應永二十五年以前である事も信ぜられるのである。或は遙に以前の作かも知れぬとおもふ。自分は姑く應永頃のものとして、前

掲に示しておいたのである。

三

以上縷述した所で、徳川以前に於ける韻鏡古註に關する概要は示したとおもふ。自分の叙述が、甚だ蕪雜な事は誠に耻入る次第である。然し一方に於て事情止むを得ないものがあるのである。それは一々各書に就いて、其内容の學說を初め其他の事項に至るまで論及すると、到底簡潔には記述する譯にはいかぬ。自然冗長となり、徒に紙面を塞ぎ過ぎる事となる。況して斯學の研究の草創時代に屬する世の著作であるから、後世の發達進歩した時代の眼から之を批判論評すると未熟幼稚な箇所が非常に見出される。それを一々指摘して大に論述してかゝらねばならぬ。實に容易ならざる難事である。斯る理由の下で、事實に自分は簡明に概要を知得するといふ事を主眼として、所謂古註の年代順羅列の紹介の様なものを記述するに至つたのである。これは偏に讀者諸賢の寛恕を願ふのである。自分の素意は、此粗案の一篇で先人の苦心努力の業績の一斑と、新出の古註一部の儼存とを示し得たならば、満足するので、他に何等の望は無いのである。若し萬一、斯學研究の士に、多少、其參考に資する所あらば望外の幸である。

(昭和十一年五月十五日稿)